

新ひなの会積立カード約款

第1条 目的

本約款は株式会社細見互福グループ(以下当社という)が発行する以下に定義するひなの会積立カード(以下カードという)のご利用について規定するもので、カードの利用者(以下「お客様」という)は本約款に従ってお取引いただくものとします。

第2条 カード

- カードは当社発行のプリペイドカードで、貨幣価値を電子的データに代えて、あらかじめ入金された金額をもって当社指定の店舗において商品を購入することができる機能のものをいいます。
- カードは当社運営店舗にて発行するものとします。
- カードへの入金はお客様の指定預金口座からのお引落によって行います。
- カードへの入金は各コースによって定められた金額とします。
- 但し当社が特に認める場合については第3項、第4項の規定以外の入金方法並びに入金額ができるものとします。
- カードに蓄積できる上限金額は1枚あたり3,000,000円です。(プレミアム部分を含みます)

第3条 積立

- 積立ご希望のお客様は当社所定の申込書でお申込みいただけます。その際に積立コースのいずれかを選択して下さい。併せて預金口座振替依頼書を提出するものとします。
- 積立を申込み後は弊社が指定する締日及び振替スケジュール則って、毎月預金口座自動振替にて積立を行うものとします。
- 積立金はお客様それぞれのカード残高として蓄積され残高の範囲内でご利用いただけます。
- 積立コースの途中変更は出来ません。新しいコースのカードを発行して積立を開始します。積立途中のカードにつきましてはそのカード残高の範囲でご利用して下さい。
- 積立金の口座振替が出来なかった場合については当社の所定の方法でご入金いただくものとします。

第4条 カードの利用

- カードは当社運営店舗でのお買い物に使用できます。
- カードで商品をご購入される場合は、当社運営店舗のレジにてカードをお渡しいただくものとします。カードに蓄積された金額から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品代金をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品代金及びお支払後のカード残高はご利用明細に表示されますのでお客様はそれらに誤りがないことを確認するものとします。
- お渡しいだいたカードの残高がお買物の商品代金に満たない場合は、不足額を現金もしくは当社の指定する支払方法によりお支払いいただくものとします。
- お支払いの際にカードを複数枚ご使用いただくこともできます。
- カードを複数枚お持ちであっても、各カードの残高を1枚のカードに統合することはできません。

第5条 カードの残高照会

- 残高は、ご利用明細に表示されるほか、当社運営店舗及び携帯電話からは残高照会サイトでも確認できます。
- 当社運営店舗にて残高を確認される場合には、残高を確認されたいカードをレジまでお持ちいただくものとします。
- 有効期限を過ぎたカードの残高は確認できません。

第6条 カードの換金及びカード残高の返金

- カードの換金及びカード残高の返金をすることはできません。
- 但し当社が社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合によりカードの取扱を全面的に廃止する旨、当社が決定した場合は、例外的に、お客様は当社に対してカード残高の返金を求めることができるものとします。有効期限を過ぎたカードは返金できません。
- 前項の場合、当社所定の方法により残高を確認したうえで、残高を返金いたします。その際、返金後のカードは混乱を避けるため、当社にお引渡しいただくものとします。

第7条 カードの紛失、盗難等

- カードを紛失した場合、もしくは盗難、改ざんされた場合、返金または再発行はいたしません。
- お客様から紛失、盗難等によりカードを喪失した旨の連絡があった場合で当社が認めたものについてはカードの機能停止措置をとるものとします。
- 前項の場合でお客様が継続してカードの利用を希望される場合は当社の判断により残高を移行させた新しいカードを発行いたします。なお、新しいカードの発行にあたっては、カードの図柄及び属性は当社が指定させていたくものとし、お客様は異議を述べないものとします。返金対応はいたしません。
- お客様はカードを喪失した等の申し出から当社によるカード機能停止措置が完了するまでに一定期間を要することを了承するものとします。なお停止措置が完了する前にカードを第三者に利用された場合、その他何らかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。
- 新しいカードを交付後に喪失したカードが発見された場合、お客様は発見されたカードを速やかに当社に返還するものとします。

第8条 カード破損、汚損等の対応

- カードやカードの機能を破損することがありますので、カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないで下さい。
- カードやカードの機能を破損した場合は、破損の原因に基づかないことが明らかで、カードの磁気情報またはカード裏面に記載されているカード番号が判読可能な場合に限り、当社の判断により、残高を移行させた新しいカードと交換で旧カードの引渡しを求めることができます。なお、新しいカードの発行にあたっては、カードの図柄及び属性は当社が指定させていたくものとし、お客様は異議を述べないものとします。返金対応はいたしません。

第9条 不正な取得・利用など

- 次のいずれかに該当するときは、当社はお客様にカードのご利用をお断りし、カード自体を失効扱いとしたうえで、お客様のカードを当社にお引渡しいただくものとします。
 - お客様が、不正な方法によりカードを取得し、また、不正な方法により取得されたカードであることを知って使用した場合
 - カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合
 - 本約款に違反した場合
 - その他、本カードが不正に利用された場合
- 前項各号に疑いがある場合、当社は調査のため一時的にカードをお預かりできるものとします。
- なお本条1項においてカード自体が失効した場合、当社は当該カードの交換・再発行・返金などには一切応じません。

第10条 カードの有効期限

カードは、最後のご利用日より3年間ご利用がない場合、残高の有無にかかわらずそのカードは無効となり、残高の返金はいらないものとします。(ご利用とは、入金及び支払いをいいます)

第11条 システム保守・障害など

カードに関するシステムの設計・管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に対する安全管理、その他やむをえない事情によりカード取扱店舗の一部または全店舗において、当社は予告なくカードのご利用内容の一部または全てにつき一時的に停止できるものとします。その際、カードがご利用いただけなかったことから不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

第12条 買替等担保設定の禁止

カードへの買替等担保の設定はできないものとします。また、お客様が本規定に違反した場合には当該違反から生じるトラブル等には当社は一切責任を負いません。

第13条 約款の変更

- 当社は当社の判断において予告無く本約款を変更することができるものとします。
- 本約款を変更する場合、当社はカード取扱店舗及びホームページにおいて変更後の約款を当社所定の期間掲示するものとし、所定の期間が終了した日の翌日以降の取引においては、新約款が適用されるものとします。

第14条 催事

当社が催事に参加もしくは催事を開催する場合(プロモーション等含む)は、第2条および第3条の規定にかかわらず、当社が予め指定する金額を入金したカードを催事もしくは店頭に用意したうえでお客様に販売、頒布することができるものとし、また、第10条にかかわらず、その有効期限について別の定めを行うことができるものとします。

第15条 個人情報の取扱い

- お客様の個人情報については当社の個人情報保護方針(当社ホームページよりご確認できます)に従って取扱いいたします。
- お客様から提供された個人情報を基に当社より催事や商品情報等の各種ご案内を送付させていただく事があります。
- お名前、住所、電話番号、預金口座等変更があった場合は速やかに当社にお知らせ下さい。

第16条 裁判管轄

本約款に基づく取引に関して当社との間に紛争が生じた場合、当社の本店を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を専属管轄裁判所とするものとします。

2024年8月1日制定

カード発行元・お問い合わせ先
株式会社 細見互福グループ
〒669-4141 丹波市春日町黒井1899-1
(0795)74-3258